

郵送をご希望の方へ

国庫債券を郵送での受け取りをご希望の方は、

別紙⑥「郵送依頼書」に必要事項を記入し、裏面の **添付書類** をご準備いただき、下の送付先へ郵送してください。

【※ご注意点※】

● 国債は、本人限定受取郵便(特例型)で郵送いたします。

ご指定の送付先に、郵便局から到着通知書が届きますので、記載の内容に従ってお受け取りください。郵便局員が送付先にて本人確認を行い、交付いたします。郵便局から電話連絡できるよう、別紙⑥「郵送依頼書」に記載された電話番号を郵便局へお伝えします。ご了承ください。

● 郵送料は、請求者ご本人様のご負担になります。

【内訳】

・定形外（50g以内）	140円
・一般書留（損害要償額10万円まで480円）	480円
（5万円ごとに+23円加算）	（23円×4=）92円
・本人限定受取（+270円）	270円
	合計切手代 982円

● 郵便局での保管期間は10日間です。

何らかの理由で受取りできず郵送物が市役所へ返戻された場合は、再度982円分の郵便切手を郵送していただくか、市役所窓口に受取りに来ていただく必要があります。

本人限定受取郵便での受け取り方法については、郵便局にご確認ください。

＜送付先＞

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所第二庁舎3階 福祉部地域共生課 宛

《特別弔慰金国庫債券郵送依頼書》

郵送依頼時における添付書類一覧

○ 請求者本人が郵送を希望される場合

- ・ 第十二回特別弔慰金国庫債券等 郵送依頼書 (⑥)
- ・ 郵送用切手 (982 円分)

○ 代理の方が郵送を希望される場合

- ・ 第十二回特別弔慰金国庫債券等 郵送依頼書 (⑥)
- ・ 委任状 (②)
- ・ 請求者本人の本人確認書類のコピー
- ・ 代理人の本人確認書類のコピー
- ・ 郵送用切手 (982 円分)

○ 受取時に請求者が死亡された場合 (特定相続人に交付)

※既に請求者死亡の手続きをされた方は、「請求者本人が郵送を希望される場合」と同じです。

- ・ 第十二回特別弔慰金国庫債券等 郵送依頼書 (⑥)
- ・ 請求者が亡くなったことが分かる戸籍または法定相続情報一覧図
- ・ 相続人であることが確認できる戸籍または法定相続情報一覧図
- ・ 請求承継等承諾書 (③)
- ・ 遺言書または遺産分割協議書 (④)
- ・ 特定相続人の本人確認書類のコピー
- ・ 郵送用切手 (982 円分)

本人確認書類について

■ 1 点で確認ができるもの

官公庁発行の写真付きの本人確認書類

■ 2 点での確認が必要なもの

【官公庁発行の本人確認書類 +

「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されているもの】

例 : 健康保険証 + 介護保険証

介護保険証 + 「氏名・生年月日」記載の診察券